

# 平成26年度大磯町教育委員会第5回定例会会議録

1. 日 時 平成26年8月21日（木）  
開会時間 午前9時00分  
閉会時間 午前10時50分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎 4階第1会議室
3. 出席者 青 山 啓 子 委員長  
中 野 泉 委員長職務代理者  
曾 田 成 則 委員  
藤 家 崇 教育長  
相 田 輝 幸 教育部長  
岩 本 清 嗣 学校教育課長  
小 島 昇 学校教育課副課長  
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長  
佐 川 和 裕 生涯学習課長兼図書館長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 3名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項  
議案第11号 平成26年9月補正予算における教育委員会予算要求について  
議案第12号 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例について  
議案第13号 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例について  
議案第14号 大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例について  
議案第15号 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例について
8. 報告事項  
報告事項第1号 平成25年度教育委員会所管決算見込みについて  
報告事項第2号 大磯町いじめ防止対策推進法への対応について  
報告事項第3号 大磯町立中学校給食の導入に向けての保護者説明会報告に  
ついて  
報告事項第4号 第5回大磯町子ども・子育て会議の報告について  
報告事項第5号 工事請負契約の締結について

報告事項第 6 号 大磯町合併 60 周年記念映画会について  
報告事項第 7 号 おはなしボランティア講座の実施結果について

## 9. その他

### (開 会)

出席委員が 4 名となっておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により過半数が出席しておりますので定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

### (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

## 教育長報告

教育長) それでは、私からは、7 月定例会開催後の平成 26 年 7 月 17 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。7 月 17 日、定例会後に、教育委員研修会を開催し、神奈川県教育委員会安西教育局長を講師にお招きし、新たな地方教育行政と教育委員の役割について、ご講演をいただきました。7 月 20 日、町指定民俗資料である御船祭が、地元の方々を始め多くの観光客が訪れ盛大に開催されました。8 月 2 日から 3 日、8 月 6 日から 7 日にかけて、県指定無形民族文化財である七夕行事が、西小磯西地区及び西小磯東地区にてそれぞれ行われました。8 月 18 日から 20 日にかけて、防災ミッションを中学生 19 名の参加を得て開催しました。町の防災ボランティアの参加協力のもと、宮城県南三陸町を訪問し、被災状況の視察やボランティア活動などを体験してきました。そのほかにも、学校等の夏休み期間中を活用し、子どもを対象とした事業や教員を対象とした各種研修会を開催いたしました。その他、別添資料のとおり各種団体による会議等が開かれ、担当職員等が出席いたしました。また各種講座等が開催されております。諸行事等の報告につきましては、以上でございます。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。その他の諸行事につきましては、執行状況表のとおりです。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

## 付議事項第 11 号 平成 26 年 9 月 補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) 子育て支援の部分について、ご説明いたします。今回は、歳入は無く、歳出のみの補正となります。歳出についてですが、民生費、児童福祉総務費、子ども・子育て支援新制度運営事業の報酬で、子ども・子育て会議委員報酬の増となります。こちらは、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・

子育て支援事業計画の策定のための審議を行うための会議で、実際に計画策定の事務を進めていく中で、予定より審議いただく事項等も増えておりますので、それに伴い当初予定していた会議の開催回数では不足するため、ここで補正をするものです。具体的には、前回、前々回の会議の中でご説明している量の見込みや確保方策、各種基準など、計画策定への準備、基礎知識として、委員の皆さまにご理解いただくために時間等が必要と考えましたので、予定の会議回数より開催回数が増えるものです。

学校教育課長) 続きまして、学校教育課の補正予算要求について説明します。予算科目は、教育費、教育総務費、教育指導費、事業名は教育研究所維持管理・運営事業の需用費、消耗品費及び修繕料となります。補正理由・内容については、西小磯にあります教育研究所・適応指導教室にエアコン及び間仕切りカーテン、床に敷き詰めるジョイントマットを設置し、通室する児童・生徒の教育環境を整備するものです。説明は以上です。

生涯学習課長) ただ今の補正予算に関連して、お手元の議案の中には出てまいりませんが、生涯学習課に関わる案件を1件補足させていただきます。6月の事務連絡会議で一部ご報告いたしました。大磯町内在住の故人より、町指定となっております御船祭の船の山車の維持管理を目的とした寄附500万円がご遺族を通してございました。今後、寄贈者の意図に沿うように保存会と調整して進めていくことになっております。この寄付金についての補正予算の計上方法ですが、調整の結果、財政調整基金に積み立てることになりました。財政調整基金は、災害の応急対策その他必要と認められる事業に要する経費の財源にあてるもので、主管課は財政課となっております。したがって、本日の定例会の議案の予算科目上には見えておりません。あわせてご報告いたします。

質疑応答)

中野委員) 教育研究所は、こいそ幼稚園に間借りしている形になっていると思いますが、引っ越すというような話も聞いていますが、これだけ費用をかけるということは、しばらくその場所で運営するというのでしょうか。

学校教育課長) ご指摘のとおり、現在、こいそ幼稚園、民間の私立の幼稚園に入っています。そこで間借りしているという状態になっています。ただ、契約上、町の状況によって借りられるということですので、現状ではすぐに引っ越すということはないと思います。ただ、将来的には、こいそ幼稚園、民間の幼稚園ですので、幼稚園の運営の上、将来的には移動せざるを得ないという状況が来るとは思います。ただ現状ではすぐには、場所もありませんし、しばらくはそこにいる状況になるのかと思います。

中野委員) わかりました。無償でお借りしていると思ってよろしいですか。

学校教育課長) 特段、賃借料の費用はないです。

中野委員) わかりました。ありがとうございます。

委員長) 子育て支援課の会議の報酬費ですが、これは14名のメンバーがいて、その11名に対して払われている報酬ということよろしいですか。

子育て支援課長) 報酬につきましては、11名の方にお支払い、3回分ということで、

補正予算を上げさせていただいております。

委員長) 先ほどお話ありました生涯学習課の寄附500万については、財政課の歳入になるということですが、支出については、この500万が生涯学習関係の予算に特化されて使われるということにはならないのでしょうか。

生涯学習課長) これから保存会とどういう形でお金を使うかということで、調整をしてみたいです。なかなか具体的な使用方法というのはまだ決めかねていますが、恐らく新年度になると思いますが、新たに用途を決めて計上していくことになると思います。

教育部長) 委員長のご質問のとおり、500万円は御船祭りの船の山車のために使ってほしいというお話が出ているので、そちらに充当していく予定です。

委員長) 寄付者の意図を大切にしていきたいと思いますので、是非そのように使っていただけたらいいと思います。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第11号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第11号平成26年9月補正予算における教育委員会予算要求については、原案どおり承認をいたします。

付議事項第12号 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

付議事項第13号 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

付議事項第14号 大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例について

付議事項第15号 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

関連条例であるため、一括審議とする。

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) それでは、議案第12号から議案第15号については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準を定める条例についての関連議案ですので、新制度の説明とあわせて、まとめてご説明させていただきたいと思っております。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まるにあたり、町では国が示す基準に基づきまして各種基準を条例により定めることとなりますので、町が定める基準の内容や考え方など、概要についてご説明させていただきます。まず新制度について簡単にご説明いたしますと、子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指すために成立したもので、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実の、3

点を目的とした制度であります。新制度のポイントといたしましては、給付制度、確認制度、認定制度と、地域子ども・子育て支援事業の4つとなります。今回、条例で制定する基準も、これら新制度のポイントとなる部分の基準を定めるものですので、それに合わせてご説明したいと思います。まず、1点目の教育・保育に関する給付制度ですが、イメージとしては、現在の認可保育所で行われている仕組みで、教育や保育を提供するために必要な経費の一部を給付費として、国、県、町が負担する仕組みです。本来ですとこの給付費については、施設を利用する保護者の方に給付するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領制度により利用している施設へ直接支払う仕組みになっております。実際には、町が国・県の負担分をまとめて各施設に支払う形になります。また、この給付制度では、施設型給付と、地域型保育給付の2つ給付区分が設定されます。今まで、私立の幼稚園、保育所、認定こども園では、別々に財政支援が行われておりましたが、新制度では、この給付制度の施設型給付として1本化されます。施設型給付は、これらの認定又は認可を受けた幼稚園、保育所、認定こども園が対象となります。もう一つの給付区分となります地域型保育給付は、今まで認可外の事業として実施していた家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業について、公的な財政支援を行い、安定した運営が実施されるようにするものです。ただし、この4つの事業について地域型保育給付を受けるには、町の定める基準に基づき認可を受ける必要があります。議案第12号の大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が、その基準にあたり、今まで認可外の事業として行われていた4つの事業の保育の質を確保するため、町が認可・指導を行うこととなります。この基準に記載されている4つの地域型保育事業をご説明すると、家庭的保育事業は、満3歳未満の児童を保育者の居宅等において保育する事業で、利用定員は5人以下となります。次に小規模保育事業につきましては、満3歳未満の児童を施設において、保育士又は保育従事者が保育する事業で、利用定員は、6人以上19人以下となります。こちらは、より保育園に近いA型と、家庭的保育に近いC型、その中間的なB型の3種類に区分されます。居宅訪問型保育事業は、満3歳未満の児童を、児童の居宅において家庭的保育者が保育する事業で、1人の家庭的保育者が保育できる児童は、1人となります。最後に、事業者内保育事業につきましては、満3歳未満の児童を、事業所内で保育士等が保育する事業となりますが、ただし、地域で保育を必要とする児童の受け入れをすることが条件となります。定員の定めはありませんが、施設の規模により定員が決まることとなります。今回、条例で定める基準のうち、最低基準、一般原則、保育時間、1日につき8時間、保護者との連絡、非常災害、職員、衛生管理、健康診断、内部規定、

帳簿、苦情処理等の事項は、4つの事業に共通した基準となっております。また、人員、設備、給食、耐火基準等、連携施設、嘱託医等は、それぞれの事業ごとに基準を定めております。では、新制度の2つ目のポイントとして確認制度について、ご説明いたします。こちらは、先にご説明いたしました給付制度の公的給付の対象となる施設・事業であることを、町が確認するものです。町の確認を受けた施設が給付費を法定代理受領できることとなります。議案第13号の大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で、この確認のための基準を定めることとなります。給付制度の給付区分は2つあることは先程お話いたしました。ここで定める確認を受けた幼稚園、保育所、認定こども園が特定教育・保育施設となり、給付区分の施設型給付の対象となる施設となります。また、同じく確認を受けた家庭的保育事業等の4つの事業が、特定地域型保育事業となり、給付制度の地域型保育給付の対象となる事業となります。議案第13号の基準は、給付の実施主体である町が、各施設や事業の利用定員を定めた上で、施設の設備、職員配置などの認可基準や、また一定の運営基準を満たしているか、などの公的給付の対象施設又は事業であることを確認するために、その施設及び事業が満たすべき基準について定めるものとなります。新制度のポイントの3つ目として、認定制度があります。こちらは、公的給付の対象となる施設・事業を利用する場合、給付制度の施設及び事業を利用することは、町の基準により保育の必要性の認定を受けることとなります。子どもの年齢や保育の必要量により1号、2号、3号の認定区分で認定を行います。議案第14号の大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例については、現在ある大磯町保育の実施に関する条例を廃止し、新たに定める条例となります。現在の大磯町保育の実施に関する条例では、児童福祉法に基づく保育所において保育を行うことについて、規定されており、児童が保育に欠ける事由が実施基準となっております。新たに制定する条例は、子ども・子育て支援法に基づく条例に改めるもので、保育所の他に認定こども園も含め、児童の保育の必要性を基準として定めるものです。新制度のポイントの4つ目が、地域子ども・子育て支援事業となります。新制度の目的の一つに掲げている地域子ども・子育て支援の充実を実現するため地域のニーズに応じた13の事業を実施するものです。議案第15号大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、この地域子ども・子育て支援事業のうちの一つ、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の基準を定めるものとなります。こちらは、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法により改正された児童福祉法において、設備及び運営の基準について、町が条例で定めなければならないこととなりました。児童が心身ともに健やかに育成することを保障するために必要な水準を確保するものであります。現在、町では

大磯町学童保育クラブ条例がありますが、こちらは国府学童施設の設置に関する条例であるため、ここで設備及び運営に関する基準を新たに定めるものです。この新条例以前の学童保育クラブとの変更点は、対象者が、おおむね10歳未満の児童とされていたものが、小学校に就学している児童と定められました。施設の基準で児童1人に対する専用区画がおおむね1.65㎡以上としたこと。また、職員に関する規程を明確にし、支援員の数は、支援の単位ごとに2人と、支援の単位を構成する児童の数を40人以下と定めたことの3点が大きく変更しております。今回、制定する4つの条例については、基本的には国の基準に基づく規定となっておりますが、議案第14号の保育の必要性の条例を除く、3つの条例には、町の暴力団排除条例に基づく規定、暴力団及び暴力団員等を排除する規定を追加してあります。また、議案第12号及び第13号については、国が示した基準に、離島に関する条文又は規定がありましたが、その部分については、本町では該当がありませんので削除しております。また、条例制定にあたり町民の皆さまから広くご意見を頂くために、7月11日から8月10日までの間、パブリックコメントを実施しております。なお、議案第12号から第14号の3つ条例については、この秋から始まる翌年度の入園手続きに必要な基準となります。また、議案第15号についても、実際に運営している学童保育クラブがありますので、早い時期に条例を制定し、周知を行う必要がありますので、本日、委員の皆さまにご了承いただき、9月議会へ上程したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

質疑応答)

委員長) 一つ確認なんですけど、配られました資料の内容、この条例の内容は、この報告事項の資料の後ろに、基準案というのがありますね。この文章と大体同じということですか。

子育て支援課長) 配付の資料につきましては、基本的に国の文章をそのまま抜粋した形で書いております。ただ、今回、議案として上げているものにつきましては、それに基づきまして、町として条文に取り込んでおりますので、若干文言の言い回し等の違いはありますけども、基本的な部分是一緒だということです。

委員長) 今、説明を聞いた中で、放課後子どもクラブの関係で、利用できる対象が今まで10歳以下だったものが、どうなるのかを聞き逃したんですが。

子育て支援課長) 今まで国で定めていた基準では10歳未満とされていましたが、国の基準が小学校就学している児童という形に変わりましたので、その部分について変更させていただきました。ただし、町では、それ以前から、小学校就学前のお子さん全員を対象として実施していますので、内容としては、現状と変わりではなく、規定上、変更がされるということだけです。

委員長) わかりました。

中野委員) 学童の話が出たのでお聞きしますが、学童保育を利用している子どもは放課後児童クラブには参加できないということですか。

子育て支援課長) 放課後児童クラブイコール学童保育ですので、放課後子ども教室

のことでしょうか。

中野委員)　そうです。

子育て支援課長)　特にそのような規定はないので、放課後子ども教室と学童保育を併用していただいても別に問題はないかと思えます。

中野委員)　わかりました。ありがとうございます。

委員長)　この条例の基準によって、給付の認定あるいは施設の認定などを、この基準に基づいてやっていくということですね。

子育て支援課長)　そのとおりです。新しい給付制度は、今回の条例に基づいて運用していくことになります。

中野委員)　これをじっくり読ませていただいて、この条例に従ってあのようであれば問題はないかなと思えます。実際、家庭的保育事業とか、小規模保育事業に適用する家庭ですとか、事業者というのは町内にあるんでしょうか。

子育て支援課長)　現時点ではお一人家庭保育をされている方がいますが、新しい基準の家庭保育に移行する意志はないと聞いております。次に、小規模保育事業につきましては、横浜で事業所を構えている方からご相談をいただいております。事業所内保育事業につきましては、東海大学の大磯病院に現在設置されていますが、新たな基準の地域のお子さんの受け入れが難しいので移行はしない方向で話を伺っております。

委員長)　以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第12号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員)　異議なし。

委員長)　異議なしの声がありましたので、付議事項第12号大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、原案どおり承認をいたします。続きまして、議案第13号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員)　異議なし。

委員長)　異議なしの声がありましたので、付議事項第13号大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、原案どおり承認をいたします。続きまして、議案第14号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員)　異議なし。

委員長)　異議なしの声がありましたので、付議事項第14号大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例については、原案どおり承認をいたします。続きまして、議案第15号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員)　異議なし。

委員長)　異議なしの声がありましたので、付議事項第15号大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、原案どおり承認をいたします。

## 報告事項第1号　平成25年度教育委員会所管決算見込みについて

学校教育課長)　はじめに、一般会計歳入歳出決算見込み額について説明します。

歳入の決算見込み額は、表の左から4つ目、収入済額の96億268万9,241円、



歳出の決算見込み額は、その下の支出済額、92億5,702万1,233円となります。歳入から歳出を差し引きますと、3億4,566万8,008円となります。続きまして、教育委員会所管の歳出決算見込額について説明します。科目の児童福祉費、支出済額の欄をご覧ください。支出済額、10億8,840万2,033円、不用額1,356万1,967円で、予算額との比較で1.2%となっています。次に、教育総務費の支出済額は1億7,762万7,726円、不用額は317万7,874円で予算額比較で1.8%となっています。次に、小学校費の支出済額は2億2,975万8,828円、不用額1,604万1,732円で予算額比較で6.5%となっています。次に、中学校費の支出済額は4,445万7,805円、不用額152万6,155円で予算額比較で3.3%となっています。次に、幼稚園費の支出済額は1億6,110万1,186円、不用額192万2,814円で予算額比較1.2%となっています。次に、社会教育費の支出済額は1億7,642万9,133円、不用額535万9,867円で予算額比較3.0%となっています。最後に、合計では支出済額18億7,777万6,711円、不用額4,159万409円で予算額比較2.2%となっています。以上の決算見込額によって決算書を作成し、9月大磯町議会定例会に提出し承認を求めることとなります。概要説明は以上です。

質疑応答)

中野委員) よくわからないので教えていただきたいのですが、決算見込みというのは、いわゆる中間報告ということですか。日付が書いていないのですが、これは、いつ現在のことですか。

学校教育課長) 平成25年度の出納閉鎖、決算確定するのが5月31日になりますので、5月末で会計を締めるという形になります。ですから、5月31日現在としてご理解いただければと思います。決算見込額と書いてありますが、実際にこの決算、町で全部決算をまとめまして、9月の大磯町議会において承認された時点で確定ということになりますので、便宜上、見込額ということで表現させていただいています。実際には、数字としては確定した数字となっております。

中野委員) 不用額というのは、使わなかった額ということですか。

学校教育課長) 予算がありまして、それで予算を入札等で支出して、それで剰余金という形になります。使わなかったという状況です。予算上余った金額ということですか。

中野委員) ざっと見て、こんなに余ってしまっていないんじゃないのと思うんですけども、違いますか。

学校教育課長) 確かに教育委員会の教育費で言うと、4,100万余りということで、金額的に大きいという感じがあり得るかもしれませんが、予算額から比較すると2%程度ということになりますので、仮に1万円持っていて、お買い物して200円ほど余ったということですので、全体の差額としては決して多い数字とは捉えていません。金額だけ見ると確かに大きいですが、これが翌年度の、26年度スタートの繰越額になりますので、スタートの上では、繰越額という意味で、ある程度ないと、教育委員会の財政運営ができないということをご理解いただければと思います。

中野委員) わかりました。ありがとうございました。それから、今年5月に国府中学校を訪問した際に、パソコンがまだXPで、Windows自体が立ち上がらないと

いう話を聞きました。これはうちへ帰って調べましたが、電氣的な問題がなければソフトの問題らしいので、それも学校側に適合しないソフトを入れていないなどの確認が必要です。また、9月にXPからバージョンを上げるということに約束をしていたかと思いますが、その後どうなりましたか。

学校教育課長) この間、学校訪問の時にそういう話が出ましたが、事務局も把握していなかったものでして、一般の校務用パソコン、先生方が使うパソコンについては、もうXPではなくて新しいものに変えてあります。今回、新しく導入したのは児童・生徒が使うコンピューターを最新のものに替えています。XPのパソコンについては、インターネットには繋げないことにしています。通常使うものとは別の物とのことです。使わないようにしています。

中野委員) 国府も大磯も小中ともにXPではなく、児童用もセブンですとか、エイトだとかというものを使わせているということによろしいですか。

学校教育課長) 現在は、通常使うものについては最新のパソコンで使用しております。

中野委員) ありがとうございます。

委員長) 説明の中で、不用額の割合が何%という数字、今回は知らせていただきましたが、そのパーセントについて、これぐらいが適正とか、より低いほうがいいんだとか、そういうようなことを示すために、今、説明につけ加えてくださったんですか。ざっと計算してみると、例えば1.2%もあれば、いろんなものがあるんですね。例えば5%以上はちょっと不適當だったのかなとか、そういうようなことを表しているのでしょうか。

学校教育課長) 当然予算がありまして、各物品を買うとか、あとは工事するときには入札を行います。適正な、例えば入札をした上で90%に落ちたとか、落札したとか、適正な数字がどうかというのはちょっと判断が難しいということです。今現状で、一般で年間の一番上に載っている表にはありますけど、年間九十何億という予算の中で、毎年やはり3億程度が執行残、繰越額があります。ですから、その上で、どう考えるかなのですが、先ほど申し上げたように、年度が終わって次の年度をスタートする時に、繰越額がないと、税収がすぐに入ってくるわけではないので、スタートできないという状況です。ですから、全体の九十何億の上で3億円が果たして多いか少ないかという、その感覚にもよると思います。先ほど申し上げたように、計画比で言うと2%というと、1万円が200円が、たくさん余ったと考えるのか、これしか余らなかったと考えるのかということになりますので、一概に適正なというのは言いにくいと思います。ただ、聞いた一般的な話ですけど、12カ月、月があるとして、年度のスタートで1カ月分はあったほうが安心だということが言われています。そうすると、12分の1の分があれば確実に安心だという言い方はあるみたいです。ただ、現実としてそこまで剰余金はありませんし、ある意味で予算を節約して使うということと、あと、予算を十分に町民に還元するという、その相反した見方もあるので、ですから、いろんな見方があると思いますので、一概に何%が適正かというのは、ちょっと難しいところでもあります。

委員長) そうですね。予算をうまく十分に使えたか、あるいはたくさん残したか、やりくりがうまくいったかという、両方の捉え方があるというお話でしたけども。先ほど、中野委員からのお話がありましたように、学校訪問に行くと、例

例えばこういうことにもう少し予算をつけてほしいとか、細かいことになりませんが、例えば中学校に赴きました時に、修学旅行の先で施設を見学するときの入場料を先生が自分の財布から出しているという話がある。でも、本当に少ない額ですけども、そういうことについても予算の配慮をお願いしたいなという。これは本当に微々たる金額ですが、そういうお話もある中で、例えば教育振興費とか、そういう不用額を見ていると、もうちょっと学校の中で予算をつけてほしい、細かいところで予算が欲しいというような部分があったときに、もっとその部分に対して使ってもよかったんじゃないかなというような感想を、この表を見ていたんですね。特に教育振興費の不用額の割合は、計算したところ5.8%ぐらいあるんですね。意外とこの中で見ると、割合としては多いのかなというような感じを持っていましたので、細かい部分でもう少し配慮して、学校の予算をつけられるものがあつたら、これからお願いしたいなというような感じでいました。

学校教育課長) 私ども、予算組みで細かいところ、金額はそんなになくても、すごく重要なこととか対策もありますので、これらについては学校のニーズ等も確認しながら予算要求、今でもしていますが、今後も続けていきたいと思えます。ただ、今回1万円の予算があつて、消耗品を買って、入札とか、見積もり合わせとかあつて、それが8,000円で済む、2,000円余つたという時点で、予算がついているから教育委員会のものではないんですね。余つた時点で財政課で確保されますので、その時点で流用する場合にも財政の許可が必要というのがありますので、なかなか予算で余つたものを自由にできないという現状は確かにあります。ただ、予算要求の時にやはりそういったものは、適正なものについては、獲得する必要があると思えますので、それについては引き続き予算要求してまいりたいと思えます。

中野委員) うっかりして、前年度と比較するのを忘れてしまったのですが、小学校費6.5%、とび抜けて不用額が多いです。これは毎年こうであるというのはあまり好ましくないのではないかと思います、これはたまたま小学校が今年度多かつたというようなケースですか。

学校教育課長) 小学校費が多いのは、実は普通建設事業、建設事業が25年度は磯小の体育館と国小のトイレ改修がありましたので、大規模な普通建設事業ですと、入札での結果により、執行残が多くなる傾向があります。それが理由です。

中野委員) わかりました。小学校だけ極端にやっていると、そういうわけではないですね。

学校教育課長) はい。

## 報告事項第2号 大磯町いじめ防止対策推進法への対応について

学校教育課副課長) 報告事項第2号大磯町いじめ防止対策推進法への対応についてご報告いたします。報告資料の1ページをご覧ください。いじめ防止対策推進法につきましては、昨年6月28日に公布、9月28日より施行されています。この法律は、1の(1)にありますように、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として制定されています。法の

第6条では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。と規定され、資料1の(2)にありますように、法や国の基本方針において、地方公共団体が実施すべき施策を示しております。報告資料2ページの4をご覧ください。そこで大磯町としましては、町部局と教育委員会が協力し、いじめ防止対策推進法に基づき、本町におけるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するための大磯町いじめ防止基本方針を策定するため、大磯町いじめ防止対策検討委員会を設置いたします。この検討委員会で、大磯町いじめ防止基本方針案及び基本方針に係る組織について、検討及び調整を行ってまいります。検討委員会の組織構成につきましては、4の(3)に記載のとおりです。今後の予定ですが、3の(2)のとおり、検討委員会にて素案を作成した後に、学校その他関係機関との調整や意見聴取を行います。さらに、教育委員会議や政策会議でパブリックコメント案を決定し、パブリックコメントを実施の計画です。パブリックコメント終了後の調整を経て、年内の基本方針決定を目指してまいります。なお、法や国の基本方針を受けまして、町立小・中学校では既に学校いじめ防止基本方針を策定済みです。本日は、いじめ防止対策推進法への対応の予定をご報告させていただきましたが、今後、基本方針や方針に係る組織について具体的にご意見をいただくようになりますのでよろしくお願いいたします。

質疑応答)

曾田委員) 質問というよりはご承知のように、日本で大きな問題がいろいろ出ております。学校だけでなく、周辺の地域でもさまざまな形で新聞に出ている。とても大変な事例で、死亡まで出た記事もたくさんございますが、町一体となつてこういうことができるように、組織的には、今きれいにできておりますけれども、私たちもいろんなところでそういう観察等をしながらやっていけるような体制が、これでできるような動きをとっていきたいということで、教育委員会としても力を入れていければいいなというふうに思っているところです。是非いいものができますように、私たちも関心が持てますようにやっていければという、個人的な意見でありますけれども、そんな気持ちでいっぱいです。

中野委員) 曾田委員のお話にもありましたように、ここ最近、何件か悲しい事件が起きました。皆さんご存じだと思いますが、結局、児童相談所が土日やっていない。そこで対応が遅れてしまったというのがあると、子どもや保護者が本当に困っている時に、では、どこに相談すればいいのか。日曜日お休みだから月曜日来てくださいと言って、間に合わなかったケースもなかったわけじゃないですね。警察はありますけれども、そういったところがどうすればいいのか、どこに相談すればいいのかというのが、いまひとつ、これだけではよくわからないです。文章も条例としてきっちりしたものはあるし、こういう点を見ると、窓口もちゃんとしているし、連携がとれているようには見えますけれども、実際それはちゃんと連携できるのかどうかというのが非常に心配なところなんです。これは土日休みの時は、誰がどういうふうに対応するのかというところまでしっかり決めなきゃいけないなという気はしております。

曾田委員) そういう点については同意見です。今、土日という問題もありますけども、24時間体制の中での出来事だろうと思いますから、例えば今の対応でいろいろあるのは、「ちょっと待って、後でちゃんとやります」みたいな話が、この「ちょっと待って」がいろいろな事件につながって、返す返すも大変なことになっているわけですから、私たちもこれをさらに煮詰めていくわけですから、そういった漏れがないように、私たちが対応できるようなそういったものをつくりたいという、先ほど気持ちを述べましたけれども、みんなが、地域が見守る態勢をどうやってつくっていくかというのが、事件になっている、ならないの差になるだろうと思いますので、これからみんなで十分な検討をできればうれしいなというふうに思っています。同意見です。

中野委員) 確かに24時間体制というのは非常に大事で、例えば、変な泣き声が聞こえるとか、いじめられているんじゃないかというような声を夜聞いたと。そういった場合にこれは誰にどこに報告すればいいのかというのが、大事になってくると思うんですね。その辺、助けられる命を助けられなかったという非常に悔しい思いをしないように、こっちも頑張っていきたいなと思っております。

教育部長) いじめ防止対策推進法の対策ということで、町を挙げて、教育委員会のみならずやっていこうということで、防止対策についての方針をこのスケジュールに基づいてつくっていこう。そのためには教育委員会だけではなく、他課、場合によっては外部委員のお話も入れることになるかもしれません。パブコメもとりたい。今、ご提案あったことにつきましては、常にいじめというか、例えば今のお話だと虐待とか、そういう面も重要と思います。やはりそういうのは地域、それから、警察、児相、そういうのが連携をとって動いていかなければいけないこととございます。例えば、土日はどうするのかとか、それが町民の方にわからなければ、民生委員、児童委員がいますとか、警察へ電話してくださいとか、担任の先生とか、確認できるような、ルールづくりみたいものができればなというふうには、思います。いずれにしろ、幸い、大磯では厚木であったような事件などは起きてはいませんが、いつ起きるかわからないこととございます。居所不明についても、早速、対応も考えて動いているところです。それが町民の方にわかるように示せたらいいなと考えております。

曾田委員) 大変うれしい話を聞かせていただきましたが、少し話ができる、子どもたちが話ができる、あるいは心の叫びは出せる子どもたちがいますね。保護者は別にしまして。そういう心をつかまえる場所ですよ。人によって、対応を後回しにするようなことがないように、人によって変わるような対応をしないような、そういう制度がどうにかできないだろうかというふうに私は常々思っています。その人だけが熱心であってもいけないし、やっぱり同じレベルで対応できるような窓口対応が必要だろうというふうに、特にこの件はそうだと思うんですね。ですから、そういったことを皆さんで話し合って、あの人だったからうまくいかなかったのではなくて、あそこへかけたらだめだったのではなくて、みんながそういうレベルをもって吸収できるような、対応できるような窓口をつくりたいというふうに思っています。

### 報告事項第3号 大磯町立中学校給食の導入に向けての保護者説明会報告について

学校教育課長) 7月6日から13日にかけて実施しました中学校給食導入に向けての保護者説明会について概要を報告します。1. 目的については、教育委員会で策定した、中学校給食の導入に係る教育委員会検討会意見書の内容について、小中学校の保護者に説明し、意見や要望を聴取するため、としています。2. 日時及び参加者数については、記載のとおりで、3回開催合計で103名の方々が参加されました。3. 説明会の手順としては、パワーポイントによるスライド映写を用いて、検討会意見書の概要説明、続いて質疑応答、最後に自由意見を様式に記載していただき回収という流れで実施しました。4. 主な意見や要望等については記載のとおりですが、家庭弁当との選択制を希望する意見や給食なら自校方式とする意見などがありました。また、教育委員会の方針として、デリバリー方式にするということをはほとんどの保護者は知らないの十分周知した上で意見を聞いて欲しいという意見もいただきました。次のページからは当日スライドで説明した資料となります。以上が説明会の概要報告となりますが、結果的に全保護者数からみますと参加者が少なかったこと、また、説明会にていただいたご意見にもありますように、教育委員会で検討した給食の方向性について十分周知を図る必要があると判断し、改めてパンフレットを作成して全保護者に配布し、ご意見をお聞きしたいと考えています。

質疑応答)

委員長) お話の中に、このデリバリー方式について、周知を促すためにパンフレット等をつくるというお話がありましたけれども、これは大体内容とか時期というのは具体的にもう考えてありますか。

学校教育課) 時期について、7月に説明会をして、そういったご意見がありましたので、すぐに実施したかったのですが、夏休みに入ってしまったので、9月に入りまして、全児童・生徒を通じて保護者宛てに出していきます。内容については本日の資料についているパワーポイントの全体資料としては、少し量が多くて逆にわかりにくいので、こういった経緯で教育委員会としてはデリバリー方式にするというのを、コンパクトにまとめた形で、わかりやすい説明資料で周知をしていきます。

委員長) 意見・要望の中に給食費の件について触れる部分がありますが、この辺も各ご家庭にとってはかなり気になる部分かと思えます。これについては、まだ具体的なものは示せない状況で今ありますか。

学校教育課) そうですね。3会場の中で質問も確かにありましたが、給食費については食材分ですので、小学校と同じ考えでということと回答しています。ただ、今、月々食材費のみいただいていますので4,000円ということですが、実は消費税がこれでまた10%に上がるかもしれないと。実際の食材費もかなり以前より上がっている、値上がりしている状況もあるので、それについては、学校とあと保護者の代表者も含めた中で、給食費については検討会を開いて、変更なり、来年中学校についても開始するには会議を開いた上で決定するという運びになります。ですから、イメージとしては小学校費よりも、中学生ですから食べる量も増えると思えますので、若干上がるイメージです。あと、消費税分がどうなってくるかということとで考えています。

委員長)　そうですね。そのデリバリー方式自体の説明も必要かと思いますが、今後の費用についても少し触れていただけたらいいなと思います。

中野委員)　大変貴重なご意見をいただきましたが、ただ、103名と非常に少ないので、やはりこの時間帯というのは参加しにくかったのだなと思いました。特に夜の7時という、小さいお子さんを置いてこなきゃいけない家庭もあるかと思うので、ちょっと時間とか曜日とかを、日曜日なんですね。でも、食事をつくって食べる時間帯かなと思うので、やはり曜日とか時間を考えて、さらにご意見をいただけるような日程を設定できたらと思いました。

委員長)　この中学校給食の件については、検討懇話会を立ち上げた時点から、流れとかいろいろ意見を交わしている内容ですけれども、やはり私たちは子どもたちのことを一番に考えるということ、最初に申し上げておきたいと思います。子どもたちはアンケートの中で、家庭弁当がいいというような数字が出ているということが、たびたびいろんなところで話題になりますが、食事、食生活というものは、子どもたちが今現在大きくなっていくためのエネルギー源であると同時に、子どもたちが育って、次の世代、あるいは家庭を担うようになったときに、自分たちが体験した食生活なり食事が、また次の世代に引き継がれていくわけですよ。新しい世代を育てる基本知識になると思うのです。そういう意味で、学校という環境の中で給食という時間を食育という教育の場に使えるといいと思います。それはお弁当がいけないということではないのですが、小学校の間、給食という形で食べていることを引き継いで、食育という部分で給食の時間を使いたいという気持ちは、私個人としてはあります。けれど、今、食生活が自由になってきている中で、やはり自由に選択できるのがいいとか、そういうお考えがあるのは当然だと思いますけれども、子どもたちの健康食、それから、20年、30年先の食生活を担う今の子どもたちに対して、どういう食育がいいかということ、十分にこれからもこの教育委員会で議論していきたいと思います。

中野委員)　委員長の意見に全く同感で、公立の学校ですので、食育を学校の教育の一環として教えるに当たって、やっぱり給食は必要です。公立学校の義務といってもいいかと思います。やっぱり1日1食でも食育を考えた献立で食事をするということが学校であっていい、あるべきではないかと思います。やはり給食というのは必要不可欠であるということも、前面に打ち出していきたいです。

#### 報告事項第4号 第5回大磯町子ども・子育て会議の報告について

子育て支援課長)　先月の7月30日水曜日に開催された第5回の子ども・子育て会議は、委員の方2名が欠席され、12名の委員により開催されました。また、計画策定の委託先となります、株式会社地域環境計画の方にも出席いただきました。なお、今回は、傍聴の方はおりませんでした。会議につきましては、平成27年度より始まる子ども・子育て支援新制度を施行するにあたり必要となります各種基準について、委員の方よりご意見をいただきました。当日の議題は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う町が定める各種基準につい

と、量の見込み・確保方策についての2点で、町が定める各種基準については、この9月議会に議案の上程を予定しております4つの基準についてご説明し、ご意見を頂きました。また、量の見込み・確保方策については、前回の会議の中でご説明しているところですが、内容等、量の見込みの修正が必要となりましたので、修正部分についてご説明し、ご了承をいただきました。修正部分については2点ありまして、1点目が、資料の3ページ、0歳児から2歳児で保育の必要がある児童、いわゆる3号認定こどものうち、0歳児の量の見込みについて、国より新たな算出方法が提示されましたので、その方法に基づき算出した量の見込みに修正いたしました。これに伴い0歳児の量の見込みが増えたことにより、ニーズが充足できず新たな確保方策が必要となったことに対し、委員の皆さまより町の幼稚園及び保育園の今後のあり方について、今までの幼稚園4園体制を維持するという考えではなく、保育園若しくは認定こども園を確保し、ニーズが充足できる方向で検討して欲しいとのご意見を頂きました。2点目は、資料の5ページ、地域子ども・子育て支援事業の13事業の一つで、子育て短期支援事業、ショートステイ、トワイライトステイなどの量の見込みを修正させていただきました。こちらについては、前回の会議で国の試算数値では量の見込みが大変多い数値となっておりますが、町での実績等がなく量の見込みについては、今後調整させて頂くことで委員の皆さまには、ご理解を頂いていたものです。今回、県内で事業を実施している市町より実績数を確認した上で、町修正数値ということで修正案を提示させていただき、ご了承を頂きました。また、その他といたしましては、今年1月に実施いたしました大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、小学生用の調査結果の取りまとめができましたので、報告させていただき、調査報告書をお配りいたしました。教育委員の皆さまにも、本日お配りしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

質疑応答)

委員長) この資料を見せていただく中で、やはり保育の必要があるという部分で、かなり対策というか、対応が求められているんだなということがわかると思います。今後の方向性という形で、いろいろ示していただいておりますが、例えば3ページの下の方、3号認定の部分でも今後の方向性という部分では、地域型保育施設の整備が検討されるべきであるとか、認定こども園の設立が必要だというようなことが書かれていますが、前の議案に条例文のお話があった中で、小規模保育施設の基準とか、いろんなものについてお話がありましたが、そういうものをクリアしていく施設が増えていけばいいなと感じております。また引き続き、この関連については随時報告いただけたらと思います。

教育部長) 先ほどの施設の認定とか基準とかあるのですが、施設が該当するか、希望するかということもあります。それから、もし希望されたときに、間違いのな



いようにきちんとした基準を条例で定めていこうと。それから、戻りまして、今、委員長、3ページの例えば私立の認定こども園とか、そういうものもニーズ調査の結果、必要なものについては、先ほど瀬戸課長も申しましたが、誘致というほどの大げさな話ではありませんが、希望を受け入れて、何とか子育てに繋がられるように町としても努力はしていきたいと思います。

## 報告事項第5号 工事請負契約の締結について

生涯学習課長) 図書館では昨年度に実施した図書館空調改修工事に続き、本年度は第2期めの図書館空調改修工事を進めることになっております。既に教育委員会5月定例会で工事請負契約の締結について報告をしております。本年度の第2期工事については、5千万円以上の工事になりますので、契約に際し町議会の議決を得る必要があります。そこで、教育委員会定例会でご承認をいただいた後、6月町議会定例会におきまして上程いたしました。その審議結果については、教育委員会6月定例会においても報告しましたとおり、賛成者少数にて否決された経緯がございます。その時の入札結果では、最低制限価格を下回り、失格となった業者が多かったことから、審議の中では手続きが適正であったのか、設計金額が適正であったのか、入札参加業者に対して情報提供に公平性を保っていたのか、というような意見が出され、結果として落札金額と最低制限価格を下回った最も安い金額とはかなりの差額があったので、住民感情としてより安い価格で工事を行なうことができるのであれば、そうすべきという、入札制度のあり方にかかわる議論の中で賛成少数により否決となりました。その後、入札方法の検討、設計変更、実勢価格の調査など、他市町の状況を含めて検討を行ないました。その結果、これまで県の定めた単価に準拠してきましたが、町独自で実勢価格を調査して積算根拠とするなど、入札のあり方について検討調整し、8月12日に再度入札を実施いたしました。今回の入札結果の状況ですが、入札参加者は1社が辞退し、1社が入札書不着のため8社で入札を行っております。その結果、No.2の東海気熱株式会社が、税抜きで、47,519,000円で落札いたしました。落札比率は85.8%でした。これによりまして、事業者と仮契約を結び、9月の町議会本会議において承認された場合に、本契約を締結することになります。続いて、1枚おめくり下さい。工事概要についてご説明します。2の請負業者は、小田原市にあります東海気熱株式会社です。3の請負金額は、税込みで、51,320,520円。4の契約工期は、契約締結日から平成27年1月30日までとなっております。5の主な工事内容については、室外機にあたるエアハンドリングユニット(空気調和機)の更新、室内機にあたるチラーユニット(熱源機)の設置を中心に、給排気ファンの更新や一部箇所のエアコン新設です。次のページ以降は、工事の案内図、配置図、各階の空調機器位置図でございます。工事内容については、教育委員会5月定例会での報告時と変更はございません。報告は以上です。

質疑応答)

委員長) 5月の定例会に一度出た内容ですけれども、今回、最低制限価格が前のと

きより370万ぐらい安くなったと。やはり実勢価格とかに照らし合わせると、これぐらいの金額が出てくるということになるんでしょうね。

生涯学習課長) 3.11の震災以降、それから、東京オリンピックの関係もありまして、大分、社会情勢が変わってきているということで、ここ4月以降、他の市町の状況あるいは県の状況をいろいろとお聞きしましたところ、やはり前回私どもで最低制限価格を下回った業者が出ているような状況が、かなりいろいろなところで出ているようでございます。実際の市場での実勢価格と言われている金額にかなり大きな差があって、そういうところで、かなり同じような状況の入札結果が出ているというようなことを聞いておりました。実際に、町としては県の単価も参考にして、準拠して、実際の設計金額を決めてきたわけですが、実際にそれが現実的にちょっと乖離している、離れているような状況が見えてまいりましたので、町としてもできる限りの形で実勢価格を調査しながら、設計をもう一度積み上げ直したということで、結果的に300万ほどの設計価格の差額が出てまいりました。それによりまして、その情報提供の仕方も一部調整をしながらやっけてまいりましたので、今回、最低制限価格を下回った業者というのが、この表でいきますと1者だけということになりましたので、入札としては適正な入札であったのかなというふうに判断はしております。

## 報告事項第6号 大磯町合併60周年記念映画会について

生涯学習課長) 大磯町は、平成26年12月1日に、合併60周年を迎えます。これを記念して、図書館では60年前の1954年、昭和29年に日本で公開された映画作品の中から、優れた作品を選定して上映をいたします。日程、上映作品については表のとおりでございます。会場は、図書館本館2階大会議室、予約不要で先着50人が観覧可能です。観覧料は無料です。

### 質疑応答)

曾田委員) 何回かこのような計画がございませうけれども、どのような資料配布があるか、お教えいただけますか。

生涯学習課長) 基本的に映画会のチラシというものをお配りします。これは事前にいつも配布しているものですが、その中で4回の映画案内ということで、裏面に細かな映画の概要とございますか、どういう評価を得ているかというようなことも含めた作品ガイドを掲載したチラシをお配りする予定でございます。

曾田委員) 例えば、映画のチラシはわかりましたけれども、60年の合併に関するチラシというのはどこかの計画の中に出てきますか。あるいはここにはあるんでしょうか。

生涯学習課長) 基本的にまず、こちらの映画会については合併60周年にかかわるような内容を記したものにはなっておりません。ただ、関連の事業として、今後、これから企画をまたご報告をしていくことになると思っておりますけれども、合併60周年を迎え、60年前と景観がどう変わってきたかということで、ワークショップで郷土資料館と生涯学習課と一緒に、写真を募集したり、あるいは公募した町民と一緒に、どう変わってきたかという、そういうワークショップを行っておりますので、それが今まとまりつつあります。最終的に郷土資料館でそういう

写真展のような企画展も行いますし、あわせて、たしか図録も発刊する予定ですので、そういう中で60周年の経過みたいなもの、合併の60年のそういう歴史的な経緯も含めて、多分説明がその中でつけられるのではないかと思いますので、そちらで対応できたらと思います。

曾田委員)　せっかく60周年で、この大磯町が、例えば中郡がその前どうだったのかとか、そういう合併の軌跡を書いていただいて、それで、今日の大磯町が60周年を迎えたんだというようなこともあってもいいのかなと。例えばこの大磯町は昔は余綾郡というような経過があって、今がある。そういうのもこの際、せっかくですから、若い人たちは60年たったんだ、1954年に大磯町になったんだというのはわかりますけども、そんな経過も説明したらどうかなと思いました。それで、せっかくですから、今、先ほどからいろんなことで防災の話もありますので、大磯町が抱えている地名にどういう歴史があるのか、そんなものを少し入れて、この大磯町のこの名前はこういう意味が昔からあるんだとか、大体このエリアですが、資料も私は持っておりますので、まだ間に合うのであれば、足していただければ、せっかく町民の方が来られますから、そういう歴史があることを知っていただきたい。

生涯学習課長)　今のご意見、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。60周年、単なるお祭りではなくて、やっぱり過去の歴史に学びながら将来を見据えていくということで、そういう意義を伝えられるというのが生涯学習課とか図書館、あるいは郷土資料館だと思いますので、そういう部分も忘れずに入れ込みながら、ちょっと検討させていただきたいと思います。

## 報告事項第7号　おはなしボランティア講座の実施結果について

生涯学習課長)　図書館活動を支える大きな柱でもある、おはなしボランティアを支援・養成するために、毎年恒例で開催している講座です。本年度は、ようこそ絵本と紙芝居の世界へをテーマに、絵本や紙芝居の選定、読み方、演じ方の基礎知識を身につけ、今後のボランティア活動に活かしていただくことを目標として開催しています。具体的な日程、内容は表のとおりです。参加人数は延べ60人でした。また、当日は保育ボランティアの方々にもお願いし、延べ8人の乳幼児を託児し、子育て世代にも参加しやすい環境を整えています。なお、アンケートを実施し、17名の方から回答をいただいています。詳細は記載のとおりです。

### 質疑応答)

中野委員)　アンケートを見たら、今後のボランティア活動に活かしたかったからという方が9名いらっしゃいますが、今現在で、ボランティア活動されている方が少なくとも9人いらっしゃるということは、60人中、何名ぐらいがこれからボランティアに参加したいと思っているのでしょうか。

生涯学習課長)　延べ人数、まず60人ですので、1回に計算しますと大体20名ぐらいの方が参加をしております。実際に私も参加して見せていただきましたけれども、多くの方が何らかの活動をされている方なんです。確かにこれから何かやりたいという方も何人いらっしゃいましたけれども、ほとんどが

例えば学校で読み聞かせをやったり、図書館そのものでもう既に活動をされていたり、あるいはもう少し何かほかのところでそういうボランティア活動をやっていたりというような、そういう方が非常に多かったという印象を受けております。ですから、むしろ全く初めてという方よりも、ご自分のスキルアップのために参加をされたというような印象を強く持っておりましたので、どちらかという、既にやっていたらっしゃる方が実際にボランティア活動に生かしたいという、そういう目的でいらっしゃっている方が多かったんだらうと思います。ですから、ボランティア活動に実際に参加されている方が非常に多かったという、そういうような状況だったと思います。

中野委員) ありがとうございます。例えば学校の読み聞かせですとか、本当にいろいろなところで活動なさっています。子どもたちも楽しみにしているんですね。そういう方がスキルアップとかということで参加されると、非常にありがたい、もっともっとそういう機会を活用してさらに活動していただきたいという気持ちのほかに、もう少し新しい方も増えていただければなという期待もありまして、質問させていただきました。

委員長) 養成講座というような意味合いだと思うのですが、そうすると、この3回出席したら講座修了証をあげますとか、何かそういうようなことはしているのでしょうか。

生涯学習課長) 特にそういう、修了証とか、そういう形では行っていません。実際に本当にその現場で役立つような、初心者ということも銘打っているんですけども、実際に私も受講しましたら、かなり専門的と言ったらいいんでしょうか、実際に現場でやるに当たって、本当に本の選定の仕方から、それから、読み方とか、それから、本当に演じ方なんですね。そういうものを実際に役立つような形で教えてられるという、そういう印象を受けましたので、ですから、新しい方を開拓するという意味合いももちろんこれから必要だとは思いますが、今、ニーズ的にはどちらかという、やっていたらっしゃる方がもう少しいろんな、例えばやり方だとか、あるいは技能といたらいいんでしょうか、知識といたらいいんでしょうか、そういうものを求めていらっしゃる方が割合的には非常に多かったかなという、そういう印象を受けました。

委員長) 新しい方を開拓するというような意味合いでやる機会があったら、やはり養成修了証とか、そういうのを差上げると、今度、次、実際の活動につなげていく意欲につながるかもしれない。賞状みたいなものをもらおううれしいですよ。そんなこともいつかちょっとやってみたらどうかと思います。

生涯学習課長) わかりました。

曾田委員) 私も大賛成です。輪が広がっていきますからね。そして、それでまたその専門家たちが、その人たちを指導して養成していけばいいわけです。いい流れがあると、関係ない人もどんどん増えていくと思います。そうすると、ボランティアに対する考えも広がっていきますから、非常に楽しそうな感じになってくるかもしれない。印刷するだけで済みますから。結構みんなやる気が出てくると思います。

生涯学習課長) わかりました。やってみます。

その他

教育部長) 次回の定例会は9月25日木曜日午前9時から本庁舎4階第1会議室にて行います。午後からは、たかとり幼稚園の訪問があります。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成26年9月25日

委員長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_